

平成 25 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 25 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 25 年 3 月 22 日 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 ()	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峰 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 一般質問（施政方針に対する分）
- 日程第 2 議案第 2 号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 3 号 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 4 号 東彼杵町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 5 号 東彼杵町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 6 議案第 6 号 東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 7 号 東彼杵町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 22 号 平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 23 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 17 号 東彼杵町工場設置奨励条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 18 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 20 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 29 号 平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 30 号 平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 31 号 平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 32 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第 24 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 議案第 27 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 22 議案第 33 号 東彼杵町監査委員の選任について

- 日程第 23 議案第 34 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 24 発議第 1 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 25 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第 27 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

開 会（午前 9 時 34 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

会議を始める前にお知らせをします。産業振興課長が都合により欠席したいとの申し出があり許可を致しました。ご了承ください。

それではこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問（町長の施政方針に対する分）

○議長（森敏則君）

日程第 1 町長の施政方針に対する一般質問を行います。質問形式は 1 問 1 答方式、質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内、制限時間の 2 分前には警告ベルを鳴らします。

尚、質問・答弁とも簡潔明解にお願いします。

それでは 9 番議員、岡田伊一郎君の発言を許します。

○9 番（岡田伊一郎君）

先に通告していました項目について質問します。先ず最初に農業の 6 次産業化推進策についてお尋ねします。特産品並びに自然環境等を広く発信する為、ふるさと親善大使制度を設置活用したいとあります。町長は就任当初、施政方針で 6 次産業化を推進すると表明されたと思いますが、今後の方針はどのように考えておられるのかお尋ねします。

また、新商品開発やネット販売への取り組みは現在どうなっているのかお尋ねします。

次に施設・設備の建て替えや補修計画についてお尋ねします。経常収支比率や実質公債費比率（単年度）は改善しているが今後見込まれる投資的事業、補助費等並びに施設の更新業務費は、財源不足等が見込まれると述べられています、町営住宅などの公共施設や道路・橋梁・上下水道管などの老朽化対策について、膨大な予算が必要になると思いますが、改修等の年次計画構想と財源確保の見通しはどうなっているかをお尋ねします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。岡田議員の質問につきまして回答します。まず 1 点目の農業 6 次産業化の推進策ですが、所信表明で 6 次産業の推進をしたいという事で述べています。今 6 次

産業について若干認識を新たにしたいのですが、2年前に6次産業化法というのが出来たわけでした、今1,300件位事業計画の認定がされています。全国的な件数でお茶に関して35件と今聞いていますが、国としましてもネットワークの活動推進事業交付金とか或いは農林漁業成長産業化支援機構といたしまして、ファンドですね、ファンドを作って支援とか出資あたりをしながら仕組みを整えている国の現状です。

今回国の政策も明らかになりまして、22年度は市場規模が現在1兆円と言われていまして、27年度は3兆円、32年度が10兆円という施策目標を国が定めていますので、補助金を初め支援策が拡充されていくと思います。地方が空洞化になって人口減少が進んでいる中、地域の経済とか雇用を今から新たに支えていくという事では6次産業には大きな期待を持っています。

6次産業は町民の方にはまだまだ浸透が浅く、私も23年度の何とか集会で6次産業の話をしてきましたが、実態が見えず町民の方もまだ理解されていない状況だと思います。そういう中でファンドとかブランドの育成とか大手の小売業との競争という課題が出てくると思います。町内のお茶農家で6次化産業をやっているところ、生産から加工販売までやっているところ。佐世保の世知原町を例にとると、お茶農家の32.8%位は6次化をやっていると長崎新聞で見たのですが、東彼杵町は2.4%、勿論全体の枠が違うのですが、生産から販売まで10件位だと思っています。こういう方向に進んで行かなければ農業だけでは太刀打ちできないというのは判明していますので、どんどんこの辺をいかにして伸ばしていくかというのが問題だと思います。

漁業に対しても当然6次化をやっていける訳ですので、漁業体験とか魚の料理とか作ってあげればと思います。

東彼杵町で農業加工品が何かあるのかという事で考えた場合、良いアイデアが出てきませんので、これからはコーディネーター等を育成しながら農業を支える仕組みづくりが必要になっていくかと思っています。

今回当初予算でお願いしています地域おこし協力隊ですが、この辺の活用も今から期待されると思います。

玉名市あたりでは逆に市役所の体制ですね、6次産業推進室を設けるとか、そういう取り組みもあっていますし、埼玉県では例えば職員の中に中小企業診断士とか管理栄養士とかを入れながら開拓をしていかないと、簡単にはいかないかなと思います。

6次化産業の成功事例というのは日本でも多くはないんですが、資金計画とか商品開発とか生産調整や経営ノウハウができるような農林業の人が習得をする機会を設けないといけなかなと思っています。

上手く推進が図られていく地域というのは役場の中の産業振興課の担当が一番勉強しないといけないと思っています。役場職員がプロデューサー的な役割を果たしながら行くのが一番良いんじゃないかなと思っています。従いましてブームだけに乗っていけば厳しいのですが、基本的に農業を守るというスタンスが一番重要ではないかなと思いますので今後も積極的に進めていこうと思います。

新商品開発ですけれども、先程言いましたように中々進んでいません。町が今お茶サイダーをやろうかとやっていますけれども、たかが知れています。ネット販売というのも町内で

も5、6件のお茶農家を調べてみますと確実にやっておられまして、それぞれ決済とか販売の方法とか概ねされています。その中でもネット販売額が3,000千円から5,000千円位一農家でもあるんじゃないかと思しますので、その辺はもっと有利に進めていかなければなりませんけれども、実は今回の一般質問でもありましたように光ファイバーの施設整備が整っていない訳ですけれども、それなりに今の機能で、例えば携帯電話を使った活動でやっておられるので、スピードは逆に速くしないとできないような感じがありますので、合わせた整備も必要かと思っています。

2点目の施設設備の建替えや補修計画についてですけれども、この質問の中の改修等の年次計画構想と財源確保の見通しですけれども、改修等の年次計画構想というのは持っていませんが、今からしなければならぬのは若干まとめていますが、まず道路関係でいきますと道路の舗装辺りが今から徐々に打ち替えがやってくると思います。勿論庁舎も古いので、これも基金を作りまして建替えの計画をしないとイケないのですが、私も何回も言っていますが新築で建替えるのが一番良いのですが、お金が無い時には今ある施設を有効利用という観点が一番良いかなと思っています。

次に大きいのが福祉組合のゴミ処理施設、これが28、29相当な建設費が要りますので、これの償還がかなり上がってくると思っています。額がまだハッキリ分かりませんが3,000,000千円とか、そうなれば負担がかなり大きいと思います。

次に水道関係が更新事業、公営企業法に変わるので、これまでにある程度補助事業を整備しないとできませんので、そういう大きなものがあります。

最近ではさっき言いました光ファイバーを何時からするのか、2年後位にできるのか、その辺の見方ですね。

それから道の駅を買収しましたけれども、増築はさほどお金はかかりませんが、新たに公募型で仮にした時に少し規模的に大きくなれば負担が結構出てくるかなと感じています。

他には道路がさっきも言いましたとおり新設になりますと、大野原高原線が新たな負担になっていくかと思えます。今やっています防衛事業とか或いは港湾の浚渫とかあります。それと総合会館の文化ホールですが、今回14,000千円位お願いしていますが、3カ年でそれぞれ舞台の装置の更新がかなりの金額で出てくるんじゃないかと思っています。それと橋梁の橋が長寿命化計画で議員の皆様にも資料等をお配りしていますが、これも負担が徐々に増えてくると思います。町営住宅の外壁とか諸々の維持補修ですか、それと合わせまして出来たら2年後位には住宅を新設したいと思っています。それから浄化槽の公共下水道を合併浄化槽方式という方針でやっていますけれども、これが本格的になりますと、下水道区域外も含めた浄化槽の整備に拍車がかかってくると思っていますので、数量的には限定でやらざるを得ない訳ですが、全て要望があったところがクリアできるという事ではありませんので、計画的な方法でやっていければと思います。その為の財源構成と致しましては財源確保の見通しは東彼杵町の予算ベースで見ますと、経常行政コストと申しますか、普通4,000,000千円前後がコスト的に良いんじゃないかと思っていますので、それにプラス投資的事業が1,000,000千円位の範囲が最高額のベースじゃないかと思っていますので、その辺の見合いですね。

一番心配されるのは地方交付税が今、22年度の国勢調査に基づいて2,000,000千円前後で来ていますが、27年の国勢調査で人口がどれだけ減るのか、それと総合会館の借金、これが理論償還が終わりますので交付税を見てもらっている財源が28年度からガクッと落ちてきますので、この辺りも減る見込みです。大卒の地方財政計画がどうなるかですが、今の日本の財政収支を見てもと基礎的収支が最初は2020年迄で8兆円の黒字解消と言っていましたが、今は30何兆円のオーダーでどんどん変わってきています。安倍政権に代わりましてさらに増えてくる要素が非常に厳しい状況です。

そのこの経済の状況とか、税収の見込みとかその辺で大きく変わるとは思いますが、小さな弱小の市町村につきましては大きく交付税を変えられたらとてもやっていけませんので、減るにしても緩やかな減少になって行くだらうと期待していますので、交付税に頼るしか方法がありませんので、交付税見合いと行政コストの40億前後ですが、経常経費の見合いで事業展開になっていくと思います。

後、ご質問に答えたいと思いますので、登壇での説明は以上で終わります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

実は総務文教厚生委員会で武雄市に視察に行った時に、武雄市がネット販売として地方を愛して楽しく、これがファン「Fun」ですね、いいものを手に入れようと倍、20倍という事で手作り衣料品の出店を公共団体がされているんですよ。市町村の太刀洗町や薩摩川内市、燕三条市、陸前高田市等他たくさんの市町村と連携してされているんですよ。

これを個人個人は厳しいところがあると思うんですが、役場がこういう地方公共団体で取り組んでおられる状況ですが、町長は今後これについてはどうお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

役場がやれたら一番良い訳で、さっき言いましたとおり、例えば中小企業診断士や栄養士とかをですね。それは商品開発になります商談あたりバイヤーですか、この辺も財政が許せば新卒ではなく現に経験がある人を中途採用して嘱託的に入れて、実際に商談をするとかやれたらと思っています。今役場内の職員で出来るのが一番良いのですが、経験がないものだから経験をされた方を採用してやっていけないかなと希望は持っています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に6次産業化を確定されたところが石川県の羽咋市というところに神子原米というブランドを確立されているんですよ。5kgで3,500円で販売されて毎年完売されているそうです。この神子原地区は元々高齢化率が57%にも達しまして、平均年間所得は870千円位だったそうでいわゆる限界集落ですね、そこは標高150mから400mの急峻な傾斜地で山間地特有の昼夜の寒暖差が激しい棚田地区で、非常に美味しい米が生産された。

この神子で、神様の神に子どもの子ですね、この神子という地区で、大体その地区が人口

が500人だったそうです。今ローマ法王が代わりましたけど、バチカン800人ですよ。そこに同じ神の関連でローマ法王に米を献上することができたそうです。これがマスコミの注目を集めまして先程町長が言われたように、市役所の職員の発想なんです。ロコミで東京のレストランやデパート、アマゾンのネット販売がされています。

特産物を開発してもですよ、やはり消費者の方も体験してみないと分からないので、ロコミで宣伝してもらおうような、試食・試飲このような試作品の無料提供の施策が都会あたりで一気にできないかどうかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

開発が何処までできるかですね。例えば都会あたりで試食販売ができるように地元の方も勿論、役場もですが開発ができるかですね、何を持っていくかで非常に問題なんです。職員だけでは多分無理だろうと思います。そうしたら長続きしませんので地域住民の方が盛り上がり誰かがやろうとならないとできませんので、当然そういうことがあればやっというと思います。都会の方に出て行って試食とか販売促進をやるとか、そこら辺は当然やらないといけないと思います。そういう事で新商品が上がってくる事を期待しています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

新商品開発には時間がかかると思うんですが、今ある農産物でもふるさと親善大使になられた方に依頼して、例えば長崎でも東京でも良いですから、グラム1,000円のお茶や米を配るとかで、とにかく体験してもらおう。ふるさと親善大使の方などを利用してマスコミの注目を集めて、先程言いましたように、前に町長が仰った四国の上勝町、そういう感じ。町の生き残りを掛けた戦いになると思うので、小さな町でもやれば出来るんだという事だと思うのです。これを整える為にも生産者自身が株主となる農業法人ですよ、生産・管理・流通のシステムを構築して農家経営の直売所等の立ち上げを支援してくれる方法をとられたら如何と思うのですがどうでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今度ふるさと支援事業等もしていますから、その中で出てもらえれば良いと思います。待っています。そういう発想をしてもらいたいのですが、私も2年間していますが町民の方が中々どういう認識を持っておられるのか、言葉としては活性化をしたいと仰っていますが本当にそういう事ができるのか。先日農業委員会でも話をしまして、集落営農で法人を立ち上げると仰ったんですが、まず法人の前に2~3人の個人が良いから、各地区でやらんのですかと、そういう事をして法人化して行く。いきなり法人は無理ですとしていますので、数名でやられるところにもまちづくり交付金を手厚くやって、土台を作りながら拡大をしようと思っています。

今議員が仰るような考え方は正にそのとおりです。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に2項目目に移らせて頂きます。今政府が打ち出している国土強靱化計画で橋梁の耐震化や転落防止柵等の対応は可能ですか。お尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは診断事業というのがやっています。橋梁とか今度道路もやりますけれども、今国交省も農林省も殆ど長寿命化計画という事でやっていますので、その中で欠陥がある転落防止柵あたりがあれば、それも対象となっていきますので今からの補助事業はそういう形に移行していきますのでやれるものと思っています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に施設の建替え整備の件ですが、町営住宅の政策空き家についてはどう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

政策空き家も一戸建てとか4戸で一棟とかコンパクトに分かれていたら何とかできるんですけど、できるというか、しやすいんですけど、耐用年数がありまして一番最初に借地契約を期限付きでしとかないといけなかったかなと反省しています。これは全国どこでも一緒です。

例えばこれは何年何月迄で建替えますから出てもらいますという方法をしていたら公営住宅も計画的にされたんじゃないかと、蔵本A団地、千綿団地これは50年以上になりますけれど、今回の予算に挙げていませんけれど皆さんと話し合いをして、移転補償費を出して移動してもらおうという方法もできる訳ですから、そうしていかないと財産が遊んでしまう場合があるんですね。

下川住宅なんか政策空き家が10棟の中で例えば2軒あった場合ですよ、そこだけ空き家で環境が非常に悪いですよね、これは政策空き家で良いんですが長屋ですから全部入居者が居なくなるまで待たないといけないんですよ。ここは政策空き家じゃなくて、逆に少し手を入れて一気に何年まで出てくれとなられ一番良いんですけど、そこが一番の問題かなと思っています。政策空き家で抜けていくまで時を待つしかないのかなと思います。その辺が建替え時期と絡んで難しい選択だと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に今後の職員採用で1級建築士の資格がある人等、採用の構想があれば、ちょっとした

営繕とか助成でしなくても市役所でやっておられるように、出来るような形になると思うんですが。

技術者の方は事務の方に異動し易いんですが、事務から技術というのは中々資格がないとできないですので、多分本庁には建築士の資格の方はいらっしゃらないと思いますが、今後どのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

来年が職員の大量退職になりますので、再雇用辺りがあれば別ですけど。

去年は土木職を募集しましたが残念ながら1名応募はありましたけれども受験はされなかったということで、どうにもならなかったんですけれども。

今からは土木の技術職と特に建築ですか、是非1名募集できれば営繕関係の設計とか見積が自前で出来て経費削減になるかなと思います。

できましたら定員管理面もありますけれども、嘱託で雇うのか本職で雇うのか、その辺を今から検討していきたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

今まで新設とか改良とか道路なんかもそうなんですが、今後は維持補修に力を入れていけないといけないと町長も仰っているので、建物もそうなんですが新卒に拘らなくても中途採用、1回民間で経験された方でも職員に限らず長期的な嘱託でも良いですから、そういった形でやっては如何でしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その通りで、そういう方法でいければ一番良いかなと思うので是非やって行きたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

今後も町の財政の状況から言って道路も町道の延長も福岡往復位の面積も持っていますし、中々東彼杵町は行政効率と言いますが厳しいところもあります。山間部もありますが、しかし国土を維持する為には田舎も必要なんです。緑もそうなんです。

今後町長の方針として都会だけじゃなくて、中央に出られた時に田舎の良さを是非緑もそうですが、国土を維持する為に河川も田んぼも必要ですので政府とか県とかに要望をしてもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員の質問と若干外れますけれども、ふるさと親善大使の話が出ましたのでお繋ぎをした
いのですが、今日の新聞に載っていますけど、仲さんが結婚をされたということで休業に
なるのか問題になりまして、来週位にアミューズから説明に来ると仰っている訳ですけど、
それが休業に入られてまったく施策ができないのか、おめでたが9月頃っていう話で若干余
裕があるので何とかならないのかと思っておりますが、非常にショックを受けまして、マイナ
スに捉えずに良い方に捉えてプラスに捉えて、それでも宣伝効果はありますので、具体的に
方法があればという事で今後検討しています。以上です。

○議長（森敏則君）

以上で9番議員岡田伊一郎君の一般質問を終わります。

日程第2議案第2号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等
に関する基準条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3議案第3号 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4議案第4号 東彼杵町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定つ
いて

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第5議案第5号 東彼杵町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第6議案第6号 東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のため
に必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第7議案第7号 東彼杵町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第2議案第2号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営等
に関する基準条例の制定について、日程第3議案第3号東彼杵町指定地域密着型介護予防
サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について、日程第4議案第4号東
彼杵町新型インフルエンザ等対策部に関する基準を定める条例の制定について、日程第5議
案第5号東彼杵町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、日程第6議案第
6号東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基
準を定める条例の制定について、日程第7議案第7号東彼杵町準用河川管理施設等の構造の
技術的基準を定める条例の制定について、以上6件を一括議題とします。本案について委員

長の報告をそれぞれ求めます。岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告をします。本委員長に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

付託された事件 議案第2号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の制定について、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は介護保険法の規定に基づき、指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法の規定に基づき、指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第4号東彼杵町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定について、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、対策本部の設置に関し必要な事項を定めるため制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第5号東彼杵町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、総務課長、財政管財課長、建設課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準について道路管理者におき基準を定めるため制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第6号東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、総務課長、財政管財課長、建設課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は高齢化、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に伴い、移動円滑化のために必要な道路の構造の基準について、道路管理者における基準を定めるため制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第7号東彼杵町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、総務課長、財政管財課長、建設課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は河川法の一部改正に伴い、準用河川の管理施設等の構造の技術的基準について、準用河川管理者における基準を定めるため制定される条例である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第2号東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第3号東彼杵町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第4号東彼杵町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第5号東彼杵町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第6号東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第7号東彼杵町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号 平成24年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第9 議案第23号 平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第8 議案第22号平成24年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9 議案第23号平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上2案を一括議題とします。本案について委員長の説明をそれぞれ求めます。

福田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは報告します。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

付託された事件、議案第22号平成24年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、審査年月日 平成25年3月13日、審査の経過並びにその結果付託された議案について、3月13日水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。今回の補正では、歳入歳出それぞれ22,124千円を減額し、総額をそれぞれ197,883千円とするものである。

補正の主なものは、歳出について、建設改良費22,124千円を工事实績見込みにより減額計上し、歳入では一般会計繰入金7,008千円、雑入15,116千円をそれぞれ減額計上されたものである。

以上、慎重審査の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

尚、審査の過程で、事業創設認可申請書作成業務委託が繰越に至ったことについて、業者の選定及び職員の業務監理に当たっては慎重に遂行してほしいとの意見が出ました。

続いて、付託された事件、議案第 23 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過ナビにその結果付託された議案について、3 月 13 日水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 4,459 千円を減額し、総額それぞれ 342,149 千円とするものである。

補正の主なものは、歳出について、業務費における運営費 3,959 千円、施設費の建設費 500 千円をそれぞれ減額され、歳入においては、分担金及び負担金 2,150 千円並びに諸収入 653 千円それぞれ増額し、繰入金 7,262 千円を減額されたものである。

以上、慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それではこれから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 22 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 23 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 23 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算（第 3 号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 11 議案第 17 号 東彼杵町工場設置奨励条例の一部を改正する条例

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 12 議案第 18 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 13 議案第 20 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(森敏則君)

次に日程第 10 議案第 9 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11 議案第 17 号東彼杵町工場設置奨励条例の一部を改正する条例、日程第 12 議案第 18 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例、日程第 13 議案第 20 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)、以上 4 案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長(岡田伊一郎君)

それでは委員会審査報告を申し上げます。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

付託された事件 議案第 9 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行いその後、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は地域外の人材を積極的に活用し、本町への定住等を促進するため、地域おこし協力隊制度を導入することに伴い、同隊員の報酬を定めるためのものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で、隊員の採用にあたり首都圏で公募を行い、第一次選考は書類選考の上、第二次選考は町で面接を行う計画であるとの説明であったが、選考は個々人の能力や適性について、慎重に見極め採用に当たって欲しいとのことでした。

次に、議案第 17 号東彼杵町工場設置奨励条例の一部を改正する条例、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は工場等の新規立地を促進させ、産業振興と雇用の増大を図るため、奨励措置適用区域の範囲を拡大するためのものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で、サービス業まで適用範囲を拡大するのであれば、町外からの誘致に当たり、一目瞭然にわかるよう条例名変更についても検討を要するとの意見がありました。

次に、議案第 18 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は持ち家奨励金制度を継続し、定住化を促進して建て替えにも制度適用を拡大するも

のである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で、適用範囲についてもう少し簡単でわかりやすい条文になるよう研究検討ができなかったのかという意見がありました。

次に、議案第 20 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 49,311 千円を減額し、総額を 4,624,887 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、ふるさと創生事業基金積立金 61,161 千円、下水道事業基金積立金 37,437 千円等である。

主な財源として、町有地売払収入 61,161 千円、町税 12,245 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

20 号の審議内容についてお尋ねします。内容的にはほぼ費用からの継続的な寄附金について公益性について疑問を呈する意見を申しましたけれども、継続的に至った経緯ですが、仮に行政側からの要望だったのか、或いは当該依頼者からの申し出だったのか、仮にこれが行政側からの要望だったら立場を利用した強要にしか当たらないと私は思います。仮にそうであればこれは法的にも倫理的にも非常に問題があると思います。審査の過程において経緯について質疑等があったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

岡田委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

お答えします。委員会では強要の話は全く出ておりません。只連合審査のときに意見があった寄附金問題についてはですよ、説明はありまして連合審査があった事だけ。経緯としては寄附金が、強要があったかどうかは委員会では審議しておりません。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

そういう事は聞いていません。経緯について行政側から要請があったのか当人から申し出があったのか、そういう質問で聞いています。

○議長（森敏則君）

岡田委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

そういう質疑も審査しておりません。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

委員長にお尋ねします。議案第 18 号の持ち家奨励金条例改正という事で、そもそもこの条例は 3 年間の時限立法で当時作られたわけですけど、東彼杵町内家を作ったら 1,000 千円、子どもさん 1 人につき 100 千円という事だったんですけど、今回それが半額になるわけですよ。極端な話、申請日が 1 日違いで半額になるわけでしょうから、せっかく 3 年間されて他町には無い、私は魅力的な政策だったんじゃないかと思うんですけど、それが半額になるという事で PR 力というか魅力が半減するんですよ。やはりこういう事は長く継続的にやったほうが良いんじゃないかなと思うんですが、そういう意見は出なかったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

岡田委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

そういう意見は出ませんでした。委員会で審査したのは、答えがあったのは広く浅く財源を投入したいと。財政的な問題もあるので一応時限立法だという事であります。

○議長（森敏則君）

他にありませんか

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。

それではこれから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから議案第 9 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 9 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 17 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 17 号東彼杵町工場設置奨励条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 18 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 18 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 20 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 20 号平成 24 年度一般会計補正予算(第 7 号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 29 号 平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 15 議案第 30 号 平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 16 議案第 31 号 平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 17 議案第 32 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 14 議案第 29 号平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算、日程第 15 議案第 30 号平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 16 議案第 31 号平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 17 議案第 32 号平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、以上 4 案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。福田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは報告致します。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

付託された事件 議案第 29 号平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果付託された議案について、3 月 13 日水道課長、総務課長、財政管財課長、会計課長の出席を求め総務文教厚生常任委員との聯合審査を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は、予算総額を歳入歳出それぞれ 184,452 千円とされ、前年度より 11,770 千円の減となっている。歳入の主なもの、水道使用料を平成 24 年 12 月の給水件数を基に 136,253 千円（前年度より 1,452 千円減）、一般会計繰入金 37,634 千円、雑入 9,703 千円などである。

歳出の主なもの、総務管理費 42,499 千円、前年より 10,085 千円増、運営費では給水費全体では 59,922 千円で前年より 2,333 千円増、施設費の建設費については、建設改良費が公共下水道事業水道管敷設替工事、坂本地区減圧井水位調整弁取替工事で 34,600 千円、前年より

26,100千円減などである。

慎重審査の結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時35分）

再開（午前10時38分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。福田委員。

○産業建設常任委員長（福田修君）

議案第29号を審査の結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で水道水の有効利用が出来ないかとの意見がありました。

続いて議案第30号平成25年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、審査年月日平成25年3月13日、審査を結果並べにその結果付託された議案について、3月13日水道課長、総務課長、財政管財課長、会計課長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め、委員会を開催し審査を行いました。

本件は、予算総額を歳入歳出それぞれ42,000千円とされ、前年対比3,500千円の増となっている。

○議長（森敏則君）

暫時休憩。

暫時休憩（午前10時40分）

再開（午前10時41分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。福田委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

暫時休憩お願い致します。

○議長（森敏則君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時41分）

再開（午前10時42分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。福田委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

本件は、予算総額を歳入歳出それぞれ 42,000 千円とされ、前年対比 3,500 千円の増となっている。歳入では中尾地区、西部地区の使用料として 6,501 千円、一般会計繰入金 35,453 千円である。歳出の主なものとは総務管理費 126 千円、運営費に光熱水費等需用費 7,050 千円など 14,571 千円、公債費に元金、利子合わせて 26,763 千円などである。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて議案第 31 号平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果、付託された議案について 3 月 13 日水道課長、総務課長、財政管財課長、会計課長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め、委員会を開催し審査を行いました。

本件は、歳入歳出予算総額 7,700 千円で、前年対比 200 千円の減となっている。

歳入では、一般会計繰入金 5,182 千円と、使用料及び手数料 2,509 千円、諸収入等 9 千円の計上である。

歳出の主なものとは、総務管理費 35 千円、運営費については西部クリーンセンター等の維持管理に係る諸経費 3,974 千円、公債費 3,396 千円などである。

慎重審査の結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

続いて議案第 32 号平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業、審査年月日 平成 24 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果付託された議案について、3 月 13 日水道課長、総務課長、財政管財課長、会計課長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会との連合審査を行い、その後水道課長の出席を求め、委員会を開催し審査を行いました。

本件は、予算総額を歳入歳出それぞれ 422,800 千円とされ、前年度より 35,500 千円の増となっている。歳入の主なものとして、分担金及び負担金 6,976 千円、使用料及び手数料 31,183 千円、その他主要な財源は国庫負担金 114,000 千円、繰入金 162,834 千円、町債 107,800 千円である。

歳出については、総務管理費に職員の給与 9,735 千円、管渠台帳更新に係る委託料 4,001 千円など 24,781 千円、運営費に処理場光熱水費 5,605 千円及び処理場維持管理委託料 14,679 千円など 32,041 千円、建設費に管渠等工事請負費 212,898 千円など 274,565 千円、公債費に 90,929 千円などである。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程において平成 25 年度接続が可能となる大型工場について、周囲の水環境を考慮にいと、接続することが最善と考えられるので、下水道料金の軽減策も含めて検討すべきとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 49 分）

再開（午前 10 時 50 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

それから委員長、会計課長を会計管理者に訂正して下さい。

○産業建設常任委員長（福田修君）

訂正いたします。会計課長を、会計管理者に訂正をお願い致します。

○議長（森敏則君）

以上で報告を終わりました。

それではこれより、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

良いですか。

7番議員、佐藤君。

○7番(佐藤隆善君)

一点お尋ねですが、議案第29号の報告書の一番最後の項目ですが、審査の過程で水道水を有効利用ができないかとの意見がありました、というのはどういうことですか。

○議長（森敏則君）

福田委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

水道水が綺麗、東彼杵町の水が綺麗なもので水道水が沢山あるというふうなことでしたので、その水道水を売ったり、色んな利用ができないかという意見が出ましたものですから、これを書いております。

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで委員長に対する質疑を終わります。

それではこれから一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

これで討論を終わります。

次にこれから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案にに対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第29号平成25年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 30 号平成 25 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 31 号平成 25 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 32 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 32 号平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 55 分）

再開（午前 11 時 04 分）

日程第 18 議案第 24 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 19 議案第 26 号 平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 20 議案第 27 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 21 議案第 28 号 平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。日程第 18 議案第 24 号平成 25 年度東彼杵町一般会計予算、日程第 19 議案第 26 号平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 20 議案第 27 号平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 21 議案第 28 号平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 4 案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは本委員会に付託された事件について、委員長報告をいたします。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

付託された事件 議案第 24 号平成 25 年度東彼杵町一般会計予算、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は「まちづくりは人づくり」の基本理念に基づき住民主体で地域の課題・魅力を掘り起こす本格的なまちづくりに着手するため、「まちづくり交付金」を前年度同額確保、空き店舗等活用促進事業補助金や太陽光発電システム設置補助金、空き家活用促進奨励金、持家奨励金などが計上されている。

しかし、今後の課題として、オフトーク通信施設や老朽化した施設の更新、彼杵の荘再生整備事業などに多額の予算が見込まれることから、計画性をもった健全な財政体質の構築が望まれる。

25 年度予算総額は 4,438,000 千円で前年比 68,000 千円の増となっている。

歳入については、町税全体では前年比 2.2% (15,657 千円) の増となっているが、交付税等を計上して財源不足が生じた分は財政調整基金繰入金 45,000 千円(前年比 17,000 千円増)及び減債基金繰入金 5,000 千円により対応されている。

歳出については、消防防災無線通信施設整備工事、まちづくり計画策定委託料、文化ホール設備修繕費などの増が影響している。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 26 号平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、総務課長、財政管財課長、町民生活課長、税務課長の出席を求め委員会を開催しました。

25 年度予算総額は 1,241,300 千円で前年比 98,300 千円の増となっている。

本件は被保険者数減や低所得者層が見込まれ税収の伸びは厳しい状況であり、高額医療費等の大幅な増により歳入不足が生じ、基金の取り崩しなどで厳しい予算となっている。

歳入については、主なものが保険税 193,613 千円、国庫支出金 338,437 千円、前期高齢者交付金 237,843 千円等である。

歳出については保険給付費 813,300 千円、後期高齢者支援金 142,761 千円、共同事業拠出金 176,281 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 27 号平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

25 年度予算総額は 891,700 千円で前年比 9,900 千円の増となっている。

本件は保険給付費、地域支援事業費ともに前年度実績を基に計上されている。

歳入については、主なものが保険料 156,191 千円、国庫支出金 229,166 千円、支払基金交付金 248,889 千円等である。

歳出については保険給付費 851,624 千円、地域支援事業費 23,094 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 28 号平成 25 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、審査年月日 平成 25 年 3 月 13 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

25 年度予算総額は 93,010 千円で前年比 2,190 千円の減となっている。

歳入については、主なものが後期高齢者医療保険料 54,136 千円、繰入金 34,164 千円等である。

歳出については総務費 6,133 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 86,654 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長報告に対する質疑を行います。初めに議案第 24 号についての質疑を行います。2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

ちょっと委員長にお尋ねですけれども、水産費の件ですね。継続的にされていまして稚ナマコの放流といますかね、稚魚、稚ナマコの放流ですね、これが今年廃止されて代わりにアサリの養殖等々に振り替えになったということでしたけれども、果たして、私もその時に当然それはもう当該その恩恵を受けた会員さんといいますか、漁民の皆さん方が了解されているのかなと思っていたんですが、実際どうも違うみたいです。そこで仮にこれが、今まで恩恵を受けていた方々の了解を得ずにこの事業が始められるとなれば、アサリに対する新規事業に対して私は、協力が得られるのか非常にこう厳しい状態になりそうな気がするんですよ。いわゆる受益者といいますか、恩恵を受けた方々の了解を得た上でされたのかどうかそこら辺の審議等はございましたか。

○議長（森敏則君）

岡田委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

その審議はありません。これは連合審査でその点については審査を、意見をされたとおりであります。他に委員会の審査は出ておりません。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

岡田委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

すみません。議案第 28 号でちょっと間違いがございまして、審査の経過並びにその結果の中で、2 行目の町民福祉課長となっておりますが、町民生活課長に訂正をお願いします。すみません。

○議長（森敏則君）

それでは次に議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号について質疑を行います。
ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
それではこれから議案第 24 号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第 24 号の討論を終わります。

次にこれから、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号についての一括しての討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから議案第 24 号を採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 24 号平成 25 年度東彼杵町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 26 号を採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 26 号平成 25 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから、議案第 27 号を採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 27 号平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は委員

長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 28 号を採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。従って議案第 28 号平成 25 年度東彼杵町後期高齢者特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 33 号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 22 議案第 33 号東彼杵町監査委員の選任についてを議題とします。議案を局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（上杉房男君）

議案朗読。

○議長（森敏則君）

それでは本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

提案理由でございますが、東彼杵町監査委員の任期満了に伴いましての選任をお願いするものでございます。現職の宮川監査委員さんの任期満了ということでお願いするものでございますけれども、お願いする方は、前田幸子さんでございます。ここに書いてありますとおりでございますけれども、今後求められます監査制度というのが、私なりに考えまして、地方分権の進展に伴いまして、地域住民や自治体を監視評価し、その判断に基づいた決定を行政に反映させるという、自己決定と参加による住民自治の方向性が鮮明になりつつあります。当然これからの外部監査ですか、ここら辺の処理も含めてそういうあり方というのが問われると思います。本町も、水道或いは下水道などの公営企業法の適用とかありまして、財務会計の変更などがあります。これによりまして、地域住民を顧客と捉えまして、真に住民に役立つスキミングをしなければならないと思っております。選任の理由につきましては、これらの監査委員として会計や簿記の知識や経験を有する人材が当たり前と思っておりますが、前田さんにつきましては、24 年間農協に勤務をされておりまして、預貯金や出納簿に従事をされておりまして、当然企業の簿記等の知識や経験は習得されておりまして、ご本人も公共の会計制度に積極的に関わりたいということで意欲を示されておりまして、二点目としましては、今日の男女共同参画の時代に沿った女性での視点での監査をお願いしたいということで、今回のお願いをするものでございます。

慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています、議案第 33 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 33 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。

お諮りします。この採決は無記名投票で行います。

出入り口を閉めます。

只今の出席議員は、11 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番議員滝川初夫君、6 番議員吉永秀俊君を指名します。

投票用紙を配ります。

念の為に申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

投票漏れなしと認めます。

それでは次に投票箱を点検します。

異常ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異常なしと認めます。

それでは只今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長。

○議会事務局長（上杉房男君）

それでは読み上げます。順番に投票をお願いいたします。1 番福田修議員、2 番橋村孝彦議員、3 番浪瀬真吾議員、4 番堀進一郎議員、5 番滝川初夫君議員、6 番吉永秀俊議員、7 番佐藤隆善議員、8 番樋口庄次郎議員、9 番岡田伊一郎議員、10 番後城一雄議員、11 番本下利之議員。

○議長（森敏則君）

それでは投票漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

立会人に5番議員滝川初夫君、6番議員吉永秀俊君、開票立会いをお願い致します。

それでは開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票、以上のとおり賛成多数です。従って議案第33号東彼杵町監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23 議案第34号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森敏則君）

次に日程第23 議案第34号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案を局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（上杉房男君）

議案朗読。

○議長（森敏則君）

それでは本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

提案の理由でございます。任期満了に伴います委員を選任するため、本案を提出いたします。現在3名の方がいらっしゃいまして、本山利光さん、福田誠一さん、堤論喜美さんといいらっしゃいますけれども、堤さんが任期満了ということで今回、固定資産の評価について各種経験を有する者として選任をお願いするものでございます。宮脇さんは現在、宮脇測量登記事務所を大村の方で開業されておりまして、土地家屋調査士、或いは測量士としての資格をお持ちでございます。土地に関しては相当の見識があられるものと思っております。それぞれ、固定資産委員も高度な知識が必要になってまいりますので、こういう測量技術、土地家屋調査士などの資格者あたりの専門性と言いますか、そういう有識者の意見を求めるために、今回選任をお願いするものでございます。それぞれ、本人さんにつきましては、専門職を自身の、自分自身の職業とされておられるだけに事例の解決とか、そういう判断というのが非常に、貴重な意見等を持っておられると思っておりますので、ぜひ選任をお願いしたいと思っております。

慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしく願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 34 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
次にこれから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 34 号東彼杵町固定資産評価審査の委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 24 発議第 1 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 24 発議第 1 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

発議を局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（上杉房男君）

発議朗読。

○議長（森敏則君）

それでは本案について提案理由の説明を求めます。橋村議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋村孝彦君）

提出の理由、常任委員会の組織変更を行う事で現行 2 常任委員会の所管範囲を平準化し、審査及び調査の充実を図るため。並びに広報に関する委員会を常任委員会にすることで、議会広報の充実を図るため。以上です。

○議長（森敏則君）

これより提出者に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第1号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第25 委員会閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第25 委員会閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務の内、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第27 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件、及び日程第27 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を一括議題とします。

議会運営委員長から平成26年3月末日まで開催される定例会及び臨時会の議会運営等について、議会広報編集特別委員長から次の常任委員、委員の選任の日までに発行する議会だよりについて、議会改革特別委員長及び学校適正規模調査検討特別委員長から所管事務の内、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件及び特別委員会

の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件は、継続調査とすることに決定しました。
以上で、本日の日程を全部終了しました。
会議を閉じます。
平成 25 年度第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

散 会（午前 11 時 36 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 25 年 12 月 10 日

議 長 森 敏則

署名議員 後城 一雄

署名議員 福田 修